国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第95回理事会(EB#95)概要報告

2017年 7月15日 経済産業研究所·東京大学 戒能 kainou-kazunari@rieti.go.jp

日 時 2017年7月10日(月)-7月14日(木)

場 所 ドイツ・ボン・国連ドイツ本部棟 2711会議場

主要結果

1. 定足·構成

1-1. 出席理事構成

正理事 Memb	ber ተ	代理理事 Alter	rnate
アジア ASIA Tariq M I. (パラ中南米 LACRB Arthur R. (バルアフリカ AFR Balishi G. (ボリーラリカ AFR Balishi G. (ボリーラリカ AFR Balishi G. (ボリーラリカ Amjad A. B (モリーリカ Washington.Z (ジェート・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア	キスタン) OI ハマ/副議長) Ec ツワナ) M ルジブ) G· シバブエ) M· 華人民共和国) M クライナ) Di リベルギー) リ(独/議長) Pi	Oh D. Idwald C. Ibaye D. Iserald L. Ioises J.M. Iiguez J.D. Iiana H. Iidur D.	(大韓民国) (ペルー) (ペルー) (セネガル) (ジャマイカ) (ドミニカ) (ブラジル) (アルメニア) (アルメニア) (EU/ポーランド) (EU/ドイツ)

2. 運営管理 (議題2.1~)

2-1. 方法論パネル・小規模事業WGの統合

(会議後 Annex-1,2)

- 1) 背景 方法論の申請数の減少を受けて方法論パネル·小規模事業WGの統合を実施。
 - 全壊までの理事会決定を関連規約に反映。
- 2) 結果 9月から21人の新統合パネルで運営。議長は方法論パネル議長が移行。

2-2. SOP徴収時期の変更

(会議録 para06) **重**

- 重要
- 1) 背景 第2約束期間に入り、CER発行(Issuance)の審査を受けておきながらSOP(運営 維持費・適応基金支援費)を支払わない事業が続出しており、SOP未払のCERが 保留口座に大量に滞留。
 - 既滞留分と新規発行分別に今後適切な運営改善案を前回理事会から継続検討。
- 2) 結果 関連規定改正後、2018年からの発行分については、発行審査開始時時にSOPを 前払制とし、審査申込時とCER発行量が増減した場合は実発行時に調整する。
 - 既に保留口座に滞留している分については、早期のSOP支払を促進すべく3回 迄の部分払を認めるよう制度改正する。
- 3) 議論 本来のCMP(締約国会議)決定では「SOPを徴収してからCER発行」であり長年問題がある運用がなされてきた問題と思慮。
- 5) 対処 次回理事会で関連規定改正案を審議。新規分については1年の猶予期間を以て発効となる予定。(既滞留分の分割発行化については即時発効)
- 3. 個別案件 (議題3.1~) (※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開)
 - 3-1. 認証機関(DOE)信認 Accreditation
 - 2) 結果 信任パネル(AP)の勧告に従い下記4件の処分を決定。

E-0005 TUV SUD (インド) 認証期間延長申請を却下、再審査

E-0061 CTI (中国) 要監視継続,30日以内に是正・追加机上審査

E-0011 KEA (韓国) 追加机上審査 E-0020 GHD (カナダ) 追加業務審査

5) 参考 - 下記機関が関連事業を全て任意脱退 (Withdrawal)

E-0013 TUV-Rhein E-0041 JMA

- 3-2. 登録 Registration (該当なし)
- 3-3. 発行 Issuance (該当なし)
- 3-4. 他 Same DOE Validation and verification (同一DOEによる事業有効化・発行審査)
 - 2) 結果 下記申請3件を全て却下。

#0763 - E0037 RINA

#2467 - E0022 TUV-NORD

#3461 - E0024 ICONTEC

5) 参考 - 同一DOEによる事業有効化・発行審査は理事会審査により可とされているが、 基本的に他のDOEが利用可能な場合には余程の合理的な理由がなければ却下されることに注意ありたい。

例えば特定地域・分野でのDOEの活動実績の希少性などは殆どの場合理由とは認められず、具体的にDOEからの拒絶通知など同一DOEによる事業有効化・発行審査がどうしても必要であることを挙証する必要があることに注意ありたい。

4. 制度改正 / 事業基準·方法論 (議題4.1, 4.2)

(該当なし)

5. 所 感

- 今時理事会は時間の大部分を「2020年に向けたCDM事業のあり方」に費消。
- 2020~30年の京都議定書からパリ協定への「移行」期間におけるCDMのあり方について 議論。
- 近年のCERの任意償却(Voluntary Cancellation)の堅調な増加はCDMに肯定的である反面、過去のCDMへの批判的意見についてはなお謙虚に受止めるべきとの意見に収斂。
- 現在のCDM事業目標である整合化・簡素化については引続き有効な事業目標であること、整理期間終了の2023年末迄の円滑な事業継続に向けて更なる歳出削減に努めることなどについて合意。

次回理事会(EB#95) 2017年 9月18日(月)~ 9月22日(金), ドイツ·ボンにて開催予定。